







一 文部科学省令で定める基準に適合する施設及び設備又はこれらに要する資金並びに当該学校の経営に必要な財産を有すること。

二 当該学校の経営を担当する役員が学校を經營するために必要な知識又は経験を有すること。

三 当該学校設置非営利法人の経営を担当する役員が社会的信望を有すること。

四 不登校児童等を対象として行う特定非営利活動促進法第二条第一項に規定する特定非営利活動の実績が相当程度あること。

前条第三項から第十項まで及び第十二項の規定は、学校設置非営利法人が学校を設置する場合について準用する。この場合において、同項中「第三項又は第四項」とあるのは、「次条第三項において準用する第三項又は第四項」と読むべきとする。

五 学校設置非営利法人に関する次の表の第一欄に掲げる法律の適用については、同表の第二欄に掲げる規定中同表の第三欄に掲げる字句は、それぞれ同表の第四欄に掲げる字句とする。

利法人という。)は、大学及び高等専門学校以外の学校を設置することができる」と、同条第二項中「学校法人」とあるのは「学校法人又は学校設置非営利法人」と、同法第四条第一項第三号中「都道府県知事」とあるのは「都道府県知事」(学校設置非営利法人の設置するものについては、構造改革特別区域法第十三条第一項の認定を受けた地方公共団体の長。第十一条、第十四条、第四十四条(第二十八条、第四十九条、第六十二条、第七十条第一項及び第八十二条において準用する場合を含む)及び第五十四条第三項(第七十条第一項において準用する場合を含む)において同じ。)と、同法附則第六条中「学校法人」とあるのは「学校法人又は学校設置非営利法人」とする。

前項の規定により学校教育法第四条第一項の認可を受けて学校を設置することができる特定非営利活動法人(以下この条及び第十九条第一項第二号並びに別表第三号において「学校設置非営利法人」という。)は、その構造改革特別区域に設置する学校において、不登校児童等を対象として、当該構造改革特別区域に所在する学校の設置者による教育によつては満たされない特別の需要に応じるための教育を行うものとし、次に掲げる要件のすべてに適合していなければならぬ。

律 法		第一項の規定による認定を受けた地方公共団体の長)
都道府県委員会	都道府県委員会(学校設置非営利法人の設置する私立学校に関する事務にあつては、同項の規定による認定を受けた地方公共団体の教育委員会)	第三項において準用する前条第三項の規定に違反して業務状況書類等を備えて置かず、業務状況書類等に記載すべき事項を記載せず、若しくは虚偽の記載をし、又は正当な理由がないのに第三項において準用する同条第四項各号の規定による請求を拒んだ学校設置非営利法人の理事又は清算人は、二十万円以下の過料に処する。
都道府県委員会	都道府県委員会(学校設置非営利法人の設置する私立学校に関する事務にあつては、同項の規定による認定を受けた地方公共団体の教育委員会)	第三項において準用する前条第三項の規定に違反して業務状況書類等を備えて置かず、業務状況書類等に記載すべき事項を記載せず、若しくは虚偽の記載をし、又は正当な理由がないのに第三項において準用する同条第四項各号の規定による請求を拒んだ学校設置非営利法人の理事又は清算人は、二十万円以下の過料に処する。



に対応するため、次に掲げる者に特別免許状（教育職員免許法第四条第一項に規定する特別免許状をいう。以下この項において同じ。）を授与する必要があると認める場合において、当該市町村が内閣総理大臣の認定を申請し、その認定を受けたときは、当該認定の日以後は、同法第二条第二項中「免許状」とあるのは「免許状（構造改革特別区域法（平成十四年法律第八十九号）第十九条第一項の規定による認定を受けた市町村の教育委員会が同項各号に掲げる者に授与する特別免許状（以下「特例特別免許状」という。）を除く。）」と「教育委員会をいう」とあるのは「教育委員会をいい、当該免許状が特例特別免許状である場合にあつてはその免許状を授与した市町村の教育委員会をいう」と、同法第五条第六項中「教育委員会（「とあるのは「教育委員会（特例特別免許状にあつては、構造改革特別区域法第九条第一項の規定による認定を受けた市町村の教育委員会」と、同法第九条第二項中「有する」とあるのは「有する。ただし、特例特別免許状は、その免許状を授与した授与者の置かれる市町村においてのみ効力を有する」と、同法第二十条中「教育委員会規則」とあるのは「教育委員会規則（特例特別免許状にあつては、その免許状を授与した市町村の教育委員会規則）と、同法別表第三中「特別免許状」とあるのは「特別免許状（特例特別免許状を除く。）と、教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律（令和三年法律第五十七号）第十五条第二項中「教育委員会」とあるのは「教育委員会（構造改革特別区域法（平成十四年法律第八十九号）第十九条第一項の規定による認定を受けた市町村（以下この項及び第二十二条第二項において「認定市町村」という。）の教育委員会を含む。以下同じ。）」と、「当該都道府県」とあるのは「当該都道府県（認定市町村においては当該認定市町村）」と、第二十二条第一項中「都道府県教育職員免許状再授与審査会」とあるのは「都道府県教育職員免許状再授与審査会（認定市町村においては市町村教育職員免許状再授与審査会。次条において同じ。）」とする。

第一項の規定により内閣総理大臣の認定を受けている市町村の長が学校教育法第四条第一項の規定による設置の認可を行つた学校を設置する学校設置非営利法人が、当該学校の教育職員に雇用しようとする者（昭和二十三年法律第二百三十五号）第一条に規定する構造改革特別区域における教育上の特別の事情により、市町村がその給料等（同法第一条に規定する報酬等をいう。）を負担して、当該市町村の教育委員会が教育委員会に任命しようとする者）に就任する場合は、前項において読み替えて適用する教育職員免許法第五条第六項の規定により、市町村の教育委員会が特別免許状を授与したときは、当該市町村の教育委員会は、遅滞なく、授与を受けた者の氏名及び職種並びに授与の目的、当該特別免許状に係る学校の種類及び教科その他の文部科学省令で定める事項を当該市町村を包括する都道府県の教育委員会に通知しなければならない。

第二十条 地方公共団体が、その設定する構造改革特別区域において、地域の特性に応じた高等学校又は幼稚園における教育の機会を提供するに当たり、その実現を図ろうとする教育の内容、当該教育に必要な教職員の編制並びに施設及び設備、地域における当該教育の需要の状況等に照らし、当該地方公共団体の協力により新たに設立される学校法人（私立学校法（昭和二十四年法律第二百七十号）第三条に規定する学校法人をいう。以下この条において同じ。）が高等学校又は幼稚園を設置して当該地方公共団体との連携及び協力に基づき当該教育を実施すること、他の方により当該教育の機会を提

供するよりも、教育効果、効率性等の観点から適切であると認めて内閣総理大臣の認定を申請し、その認定を受けたときは、当該認定の日以後は、当該教育を実施する高等学校又は幼稚園の認定を受けている市町村の長が学校教育法第四条第一項の規定による設置の認可を行つた学校を設置する学校設置非営利法人が、当該学校の教育職員に雇用しようとする者（以下この条及び別表第十号において「公私協力学校」という。）の設置及び運営を目的とする学校法人（以下この条において「協力学校法（以下この条において「公私協力学校」という。）」と「人」という。）を設立しようとする者であつて第六項の指定を受けたもの（第三項において「指定設立予定者」という。）が、所轄庁（同法第四条に規定する所轄庁をいう。以下この条において同じ。）に対し、同法第三十条第一項の規定による寄附行為の認可を申請した場合には、所轄庁は、同法第三十一条第一項の規定にかかるらず、当該寄附行為の認可を決定するに当たり、同法第二十五条第一項の要件に該当しているかどうかの審査を行わないものとする。

第二十一条 第九条第一項の規定により第一項の認定が取り消された場合であつても、同項において読み替えて適用する教育職員免許法第五条第六項の規定により市町村の教育委員会が授与した特別免許状に係る授与権者（同項に規定する授与権者をいう。）及び免許管理者（同法第二条第二項に規定する免許管理者をいう。）は、当該市町村の教育委員会とする。

第二十二条 地方公共団体（私立学校法の特例）が、その設定する構造改革特別区域において、地域の特性に応じた高等学校又は幼稚園における教育の機会を提供するに当たり、その実現を図ろうとする教育の内容、当該教育に必要な教職員の編制並びに施設及び設備、地域における当該教育の需要の状況等に照らし、当該地方公共団体の協力により新たに設立される学校法人（私立学校法（昭和二十四年法律第二百七十号）第三条に規定する学校法人をいう。以下この条において同じ。）が高等学校又は幼稚園を設置して当該地方公共団体との連携及び協力に基づき当該教育を実施すること、他の方により当該教育の機会を提供するところにより、公私協力基本計画（以下この条において「公私協力基本計画」という。）を定め、これを公告しなければならない。

第一項の規定による解釈についての認可又は認定の申請

一 政令で定める事項の認可の申請

二 協力地方公共団体の長は、前項の申出に係る協力学校法人が、公私協力基本計画に基づく公私協力学校の設置を適正に行い、その運営を継続的かつ安定的に行うことができる能力を有するものであると認めるときでなければ、同項の指定をしてはならない。

三 協力地方公共団体の長は、地域における教育の需要の状況の変化その他の事情を考慮して必要があると認めるときは、協力学校法人に協議して、協力地方公共団体の長は、当該申請又は届出に係る事項に關し意見を付すことができるものとし、所轄庁は、その意見に配慮しなければならない。

四 私立学校法第三十条第一項の規定による寄附行為の認可の申請

一 私立学校法第四十五条第一項又は第二項の規定による寄附行為の変更の認可の申請又は届出

二 私立学校法第五十条第二項の規定による解釈についての認可又は認定の申請

三 私立学校法第五十条第二項の規定による解釈についての認可又は認定の申請

四 学校教育法第四条第一項の規定による学校の設置廃止、設置者の変更及び同項に規定する政令で定める事項の認可の申請

五 公私協力基本計画の実施に係る事項

六 公私協力基本計画においては、前項各号に掲げるもののほか、次に掲げる事項を定めるよう努めるものとする。

七 公私協力基本計画に係る事項

八 公私協力基本計画に係る事項

九 公私協力基本計画に係る事項

一〇 公私協力基本計画に係る事項

一一 公私協力基本計画に係る事項



### (農地法の特例)

二十四条 地方公共団体がその区域内において、農地等（農地法（昭和二十七年法律第二百二十九号）第二条第一項に規定する農地（同法第四十三条第一項の規定により農作物の栽培を効率的な利用を図る上で農業の担い手が著しく増加するおそれがあることから、その設定する権利を有する区域内において、農地等の効率的な利用を通じた地域の活性化を図るために、当該認定を受けたときは、当該認定を受けた日以後は、当該構造改革特別区域内にある農地等を管轄する農業委員会（農業委員会等に関する法律（昭和二十六年法律第八十八号）第三条第一項ただし書又は第五項の規定により農業委員会を置かない市町村にあっては、市町村長。第三項及び第四項において同じ。）は、当該認定構造改革特別区域計画に定められた別表第十四号に掲げる事業の実施主体である当該地方公共団体から所有権を取得しようとする場合には、農地法第三条第二項（第二号及び第四号に係る部分に限る）の規定にかかわらず、同条第一項の許可をすることができる。

一　当該法人が、その農地等の所有権の取得後において第四項の規定による通知が行われた場合その他その他の農地等を適正に利用していくないと当該地方公共団体が認めた場合には当該地方公共団体に対し当該農地等の所有権を移転する旨の書面による契約を当該地方公共団体と締結していること。

二　当該法人が地域の農業における他の農業者との適切な役割分担の下に継続的かつ安定的に農業経営を行うと見込まれること。

### 三 当該法人の業務執行役員等（農地法第三条 第二項第二号）

号に掲げる事業を定めない」とするものに限る。)の認定

一 酒税法第三条第十三号（ニ及びホ）（同号ニ  
に掲げる酒類に同号ホに規定する政令で定め  
る植物を浸してその成分を浸出させたものに

う。第四項第四号において同じ。)のうち一人以上の者が当該法人の行う耕作又は養畜の事業に常時従事すると認められること。前項の認定の日以後は、当該認定を受けた地方公共団体(都道府県を除く。)が、同項の構成

二  
第九条別区域計画（第四条第二項第一号に規定する特定事業として別表第十四号に掲げる事業を定めたものに限る。）の認定の取消し  
第一項中市町村又は市町村長に関する部分  
(農業委員会による寺町に係る部分を除く。)

る植物を浸してその成分を浸出させたものに係る部分に限る。) を除く。) に規定する果実酒(自ら生産した果実(これに準ずるものとして財務省令で定めるものを含む。) 以外の果実を原料としたものを除く。) 同条第十三号に規定する果実酒の製造免許

構造改革特別区域計画に定めるところにより特定法人に所有権を移転するための所持権を取得する場合又は同項第一号の契約に基づき所有権を取得する場合には、農地法第三条第一項本文の規定は、適用しない。

3 農業委員会は、第一項の規定により農地法第三条第一項の許可をする場合には、同条第五項の規定により、当該許可を受けて農地等の所有権を取得した特定法人が、農林水産省令で定めるとところにより、毎年、その農地等の利用の状況について、農業委員会に報告しなければならない旨の条件を付けるものとする。

4 農業委員会は、次の各号のいずれかに該当する場合には、その旨を、第一項の規定により前項に規定する特定法人に農地等の所有権を移転した地方公共団体に対し、通知するものとする。

一 当該特定法人がその農地等を適正に利用していないと認める場合

二 当該特定法人がその農地等において行う耕作又は養畜の事業により、周辺の地域における農地等の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障が生じている場合

三 当該特定法人が地域の農業における他の農業者との適切な役割分担の下に継続的かつ安定的に農業経営を行っていないと認める場合

四 当該特定法人の業務執行役員等のいずれもが当該特定法人の行う耕作又は養畜の事業に常時従事していないと認める場合

5 次に掲げる事由が生じた場合においては、政令で、当該事由の発生に伴い合理的に必要と判断される範囲内において、所要の経過措置(罰則)に関する経過措置を含む。を定めることができる。

一 第六条第一項の規定による認定構造改革特別区域計画の変更(第一項の構造改革特別区域の範囲若しくは別表第十四号に掲げる事業の実施主体を変更するもの又は第四条第二項の第二号に規定する特定事業として同表第十四

の規定は、特別区のある地にあっては特別区又は特別区の区長に、地方自治法第二百五十二条の十九第一項の指定都市（農業委員会等）に関する法律第四十一条第二項の規定により区（総合区を含む。以下この項において同じ。）ごとに農業委員会を置かないとされたものを除く。）にあつては区又は区長（総合区長を含む。）に適用する。

（酒税法の特例）

**第二十五条 地方公共団体が、その設定する構造改革特別区域内において農山漁村滞在型余暇活動のための基盤整備の促進に関する法律（平成六年法律第四十六号）第二条第五項に規定する農林漁業体験民宿業その他酒類（酒税法（昭和二十八年法律第六号）第二条第一項に規定する酒類をいう。以下この条から第二十七条までにおいて同じ。）を自己の営業場において飲用に供する業を営む農業者（以下この条及び別表第十五号において「特定農業者」という。）が、当該構造改革特別区域内に所在する自己的酒類製造場において、次の各号に掲げる酒類を製造することにより、当該構造改革特別区域内において生産される農産物を用いた酒類の提供を通じて地域の活性化を図ることが必要であると認めて内閣総理大臣の認定を申請し、その認定を受けたときは、当該認定の日以後は、特定農業者（内閣総理大臣の認定を受けた当該構造改革特別区画計画（第六条第一項の規定による変更の認定があつたときは、その変更後のもの）に定められた同表第十五号に掲げる特定事業の実施主体である者に限る。以下この条において「認定計画特定農業者」という。）が、当該構造改革特別区画内に所在する自己の酒類の製造場において次の各号に掲げる酒類（同表第十五号において「特定酒類」という。）を製造するため、当該各号に定める酒類の製造免許（酒税法第七条第一項に規定する製造免許をいう。以下この条から第二十七条までにおいて同じ。）を申請した場合には、酒税法第七条第二項及び第十二条第四号の規定は、適用しない。**

二 酒税法第三条第十九号に規定するその他の醸造酒（米（自ら生産したもの又はこれに準ずるものとして財務省令で定めるものに限る。以下この号において同じ。）米こうじ及び水又は米、水及び麦その他の財務省令で定める物品を原料として発酵させたもので、こなないものに限る。）同条第十九号に規定するその他の醸造酒の製造免許

前項の認定計画特定農業者の申請に基づき税務署長が同項各号に定める酒類の製造免許を与える場合においては、酒税法第十一条第一項中「酒税の保全上酒類の需給の均衡を維持するため必要があると認められるときは、製造する酒類の數量若しくは範囲又は販売する酒類の範囲若しくはその販売方法につき」とあるのは、前項第一号に定める酒類の製造免許にあつては「製造する酒類の範囲につき構造改革特別区域法（平成十四年法律第二百八十九号）第二十五条第一項第一号に掲げる酒類に限る旨の」と、同項第二号に定める酒類の製造免許にあつては「製造する酒類の範囲につき構造改革特別区域法（平成十四年法律第二百八十九号）第二十五条第一項第二号に掲げる酒類に限る旨の」とする。

第一項の規定の適用を受けて同項第一号に定める酒類の製造免許を受けた者が製造した同号に掲げる酒類は、当該酒類の製造免許を受けた者が同項の構造改革特別区域内に所在する自己の営業場において飲用に供する場合その他これに準ずる場合として財務省令で定める場合を除き、販売してはならない。

第九条第一項の規定により第一項の認定が取り消された場合、同項の規定の適用を受けて同項各号に定める酒類の製造免許を受けた者が認定計画特定農業者でなくなった場合又は同項の規定の適用を受けて同項第一号に定める酒類の製造免許を受けた者が前項の規定に違反した場合には、税務署長は、第一項各号に定める酒類の製造免許を取り消すことができる。



四 第一項の承認を受けた者が体験製造場について酒税法第七条第一項又は第八条の規定により酒類又は酒母若しくはもろみの製造免許を受けた場合 当該承認を受けた者が当該製造免許を受けた日の前日

五 体験製造場における清酒の製造を廃止した場合 当該清酒の製造を廃止した日

六 税酒法第七条第四項の規定により第一項の承認を受けた者の主製造場に係る清酒の製造免許に付された期限(同条第五項の規定により当該期限が延長された場合には、その延長

二 第一項の承認を受けた者が認定計画特定清酒製造者でなくなった場合（前号に該当する場合を除く。）当該承認を受けた者が認定計画特定清酒製造者でなくなった日

三 体験製造場の所在する特定施設が認定計画特定施設でなくなつた場合（第一号に該当する場合を除く。）当該特定施設が認定計画特定施設でなくなつた日

定めるところにより、その旨を当該承認をした  
税務署長に届け出なければならない。  
一 第九条第一項の規定により第一項の認定が  
取り消された場合 当該認定が取り消され  
た日

次の各号に掲げる場合のいずれかに該当するときは、当該各号に定める日に、第一項の承認は、その効力を失う。この場合において、当該承認に係る者又はその相続人（包括受遺者を含む。第九項において同じ。）は、第一号から第五号までに掲げる場合（第四号に掲げる場合にあつては、同号に規定する製造免許を与えた税務署長と当該承認をした税務署長とが異なる場合に限る。）のいずれかに該当するときは、遅滞なく（第五号にあつては、体験製造場において清酒の製造を廃止するときまでに）、政令で

税務署長は、第一項の承認を受けた者又は体験製造場について、酒税の取締り上不適当と認められ、又は清酒の製造体験に係る設備が不十分と認められる事情が生じたときは、その承認を取り消すことができる。

税の保全及び酒類業組合等に関する法律（昭和二十八年法律第七号）第九条第一項、第十四条第一項及び第二項並びに第八十六条の五の規定の適用については、当該体験製造場において製造し、又は移出した酒類を当該体験製造場に係る主製造場において製造し、又は移出したものとみなす。

一 前項の規定により第一項の承認が失効した場合において、当該承認に係る酒類等（酒税法第七条第一項ただし書又は第八条ただし書の規定の適用を受けたものを含む。次号における同じ。）がその体験製造場に現存するとき（第三号に該当する場合を除く。）たゞなし、次項の規定により酒類（清酒に限る。）の製造又は販売の継続を認められた場合（前項第六号又は第七号に該当する場合にあつては、同項第六号の期限の経過又は同法第十七条第一項の規定による申請に基づく製造免許の取消しと同時に同法第二十条第一項の規定により清酒の販売の継続を認められた場合に限り。）を除く。

二 第六項の規定により第一項の承認が取り消された場合において、当該承認に係る酒類等がその体験製造場に現存するとき（次号に該当する場合を除く。）。

三 第六項の規定により第一項の承認が取り消された者又は酒税法第十二条の規定により主法第七条第一項ただし書又は第八条ただし書の規定の適用を受けたものを含む。次号における同じ。）がその体験製造場に現存するとき（次号に該当する場合を除く。）。

8  
場を利軒した日 次の各号のいづれかに該当するときは、その該当することとなつた時に当該酒類又は酒母若しくはもろみ（以下この項において「酒類等」という。）をその体験製造場から移出したものとみなして、酒税法その他酒税又は酒税の保全に関する法令の規定を適用する。この場合において、酒母又はもろみは、その他の醸造酒（酒税法第三条第十九号に規定するその他の醸造酒）をいふ。以下この項において同じ。）とみなして、酒母又はもろみの製造者は、その他の醸造酒の製造者とみなす。

八 第一項の承認を受けた者（法人に限る。）  
の合併又は解散により主製造場に係る清酒の  
製造免許が消滅した場合 当該清酒の製造免  
許が消滅した日

九 第一項の承認を受けた者（個人に限る。）  
が死亡した場合 当該承認を受けた者が死亡  
した日

十 酒税法第十六条第一項の規定により許可を  
受けて主製造場を移転した場合 当該主製造  
場を多云ノ二日

七 後の期限。次項第一号において同じ。)が経過した場合 当該期限が経過した日の前日  
主製造場に係る清酒の製造免許が酒税法第十二条の規定により取り消され、又は同法第十七条第一項の規定による申請に基づき取り消された場合 当該清酒の製造免許が取り消された日

同様の規定によるときは、当該体験製造場に係る主製造場（同項に規定する主製造場をいう。以下同じ。）の	第二十 八 項 場 の 造 製 造 場	第一 項 場 の 造 製 造 場	第一 項 場 の 造 製 造 場	第六 条 三 第一 項 号 た だ し 書

9  
製造場に係る清酒の製造免許を取り消された者が次項の規定の適用を受けてその体験製造場において清酒を製成したとき。  
第六項又は第七項の規定により第一項の承認が取り消され、又は失効した場合において、当該体験製造場に半製品又は酒類が現存するときは、税務署長は、当該承認に係る者（合併による者に限り清酒の製造免許が消滅した場合で合併後存続する法人又は合併により設立した法人が清酒の製造免許を受けないときは当該法人を含み、第七項第六号から第八号までに該当する場合にあつては酒税法第二十条第一項の規定の適用がある者に限る。）又はその相続人（同法第十九条第二項又は第二十条第一項の規定の適用がある者に限る。）の申請により、期間を指定し、当該酒類（清酒に限る。以下この項において同じ。）の製造又は販売を継続させることができるもの。この場合において、当該酒類の処分又はその体験製造場からの移出が完了し、及びその酒税が完納されるまでの間は、これらの者を第一項の承認を受けた認定計画特定清酒製造者とみなして、この条（第二項、第六項及び第七項を除く。）の規定を適用する。

10 第一項の規定の適用がある場合における次の表の第一欄に掲げる法律の規定の適用について同表の第二欄に掲げる規定中同表の第三欄に掲げる字句は、それぞれ同表の第四欄に掲げる字句とする。

第五十一条	第一項	第二項	第三項	第四項	第五項	
第一項	第二項	第三項	第四項	第五項	第六項	
前各項に定めるもののほか、これらの規定の適用に関する事項は、政令で定める。	（道路整備特別措置法及び民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律の特例）	（前各項に定めるもののほか、これらの規定の適用に関する事項は、政令で定める。以下この条において同じ。）が道路整備特別措置法（昭和三十一年法律第七号）第十一条第一項の許可を受けて新設し、又は改築した道路であつて、同法第十四条の規定により維持、修繕及び災害復旧を行い、又は同法第十五条第一項の許可を受けて維持、修繕及び災害復旧を行うものをいう。（以下この条において同じ。）の交通の状況及びその近傍に立地する商業施設その他の施設の利用の状況に照らし、当該施設を運営する事業と連携して民間事業者が公社管理道路運営事業（公社管理道路の運営等（民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成十一年法律第二百七十九号。以下この条及び第三十条第一項において「民間資金法」という。）第二条第六項に規定する運営等をい。以下この項において同じ。）であつて、当該公社管理道路の利用に係る料金（以下この条において「利用料金」という。）を当該運営等を行	（前各項に定めるもののほか、これらの規定の適用に関する事項は、政令で定める。以下この条において同じ。）が道路整備特別措置法（昭和三十一年法律第七号）第十一条第一項の許可を受けて新設し、又は改築した道路であつて、同法第十四条の規定により維持、修繕及び災害復旧を行い、又は同法第十五条第一項の許可を受けて維持、修繕及び災害復旧を行うものをいう。（以下この条において同じ。）の交通の状況及びその近傍に立地する商業施設その他の施設の利用の状況に照らし、当該施設を運営する事業と連携して民間事業者が公社管理道路運営事業（公社管理道路の運営等（民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成十一年法律第二百七十九号。以下この条及び第三十条第一項において「民間資金法」という。）第二条第六項に規定する運営等をい。以下この項において同じ。）であつて、当該公社管理道路の利用に係る料金（以下この条において「利用料金」という。）を当該運営等を行	（前各項に定めるもののほか、これらの規定の適用に関する事項は、政令で定める。以下この条において同じ。）が道路整備特別措置法（昭和三十一年法律第七号）第十一条第一項の許可を受けて新設し、又は改築した道路であつて、同法第十四条の規定により維持、修繕及び災害復旧を行い、又は同法第十五条第一項の許可を受けて維持、修繕及び災害復旧を行うもの	（前各項に定めるもののほか、これらの規定の適用に関する事項は、政令で定める。以下この条において同じ。）が道路整備特別措置法（昭和三十一年法律第七号）第十一条第一項の許可を受けて新設し、又は改築した道路であつて、同法第十四条の規定により維持、修繕及び災害復旧を行い、又は同法第十五条第一項の許可を受けて維持、修繕及び災害復旧を行うもの	（前各項に定めるもののほか、これらの規定の適用に関する事項は、政令で定める。以下この条において同じ。）が道路整備特別措置法（昭和三十一年法律第七号）第十一条第一項の許可を受けて新設し、又は改築した道路であつて、同法第十四条の規定により維持、修繕及び災害復旧を行い、又は同法第十五条第一項の許可を受けて維持、修繕及び災害復旧を行うもの

5 公社管理道路運営権を設定した地方道路公社（以下この条において「特定道路公社」という。）は、公社管理道路運営権者が民間資金法第十二条第三項の規定により收受する利用料金の上限及びその徴収期間を定め、国土交通大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

6 国土交通大臣は、前項に規定する利用料金の上限及びその徴収期間が道路整備特別措置法第二十三条第一項（第五号に係る部分に限る。）に定める基準その他政令で定める基準に適合するものであると認める場合に限り、前項の認可をすることができる。

7 第五項の認可については、道路整備特別措置法第十一条第六項及び第十六条の規定を準用する。

8 地方道路公社が民間資金法第十九条第一項の規定により公社管理道路運営権を設定する際に現に道路整備特別措置法第十条第一項若しくは第四項、第十一項第一項若しくは第五項又は第十五条第一項若しくは第四項の規定により許可を受けている料金の額及びその徴収期間（認定公社管理道路運営事業を開始する日以後の期間に限る。）は、特定道路公社が第五項の規定により認可を受けて定めた利用料金の上限及びその徴収期間とみなす。

9 特定道路公社は、公社管理道路運営権者から民間資金法第二十三条第二項の規定による届出を受けたときは、当該届出の内容を国土交通大臣及び当該公社管理道路運営権者に係る公社管理道路の道路管理者に通知するとともに、国土交通省令で定める方法で公告しなければならない。

10 特定道路公社は、民間資金法第十九条第一項の規定により公社管理道路運営権を設定したときは、公社管理道路運営権者から当該公社管理道路運営権の設定の対価を徴収しなければならない。

11 特定道路公社は、前項に規定する対価の額を定め、国土交通大臣の認可を受けなければならぬ。これを変更しようとするときも、同様とする。

12 国土交通大臣は、第十項に規定する対価の額が、特定道路公社が收受する公社管理道路運営権に係る公社管理道路に係る占用料その他の収入で政令で定めるものと併せて、当該公社管理道路の新設、改築、維持、修繕その他の管理に

要する費用で政令で定めるものを、当該公社管理道路に係る利用料金の徴収期間の満了の日までに償うものであると認める場合に限り、前項の認可をることができる。

特定道路公社が民間資金法第十九条第一項の規定により公社管理道路運営権を設定した場合における道路整備特別措置法第十条第四項、第十四条、第十五条第四項、第十七条第七項、第二十四条第一項から第三項まで及び第五項、第二十五条第一項並びに第五十二条の規定の適用については、同法第十条第四項中「第一号」第五号又は第六号」とあるのは、「又は第一号」と、同法第十四条中「料金」とあるのは、「構造改革特別区域法（平成十四年法律第八十十九号）第二十八条第一項に規定する利用料金（以下「利用料金」という。）」と、同法第十五条第四項中「第二号、第四号又は第五号」とあるのは、「又は第二号」と、同法第十七条第七項、第二十四条第一項、第二項及び第五項並びに第五十二条中「料金」とあるのは、「利用料金」と、同法第二十四条第三項中「この法律の規定により料金を徴収することができる」とあるのは、「構造改革特別区域法第二十八条第一項の規定により公社管理道路運営権者（同項に規定する公社管理道路運営権者をいう。以下同じ。）に利用料金を收受させることとしている」と、「料金の徴収を」とあるのは、「当該公社管理道路運営権者が利用料金の徴収を」と、「料金の徴収施設」とあるのは、「利用料金の徴収施設」と、同条第五項中「会社等又は有料道路管理者」とあるのは、「公社管理道路運営権者」と、同法第二十五条第一項中「料金を徴収しよう」とあるのは、「公社管理道路運営権者に利用料金を收受させよう」と、「その額及び」とあるのは、「その」と、「当該料金の額又は」とあるのは、「当該」とし、同法第十一條第五項の規定は、適用しない。

（地方教育行政の組織及び運営に関する法律の特例）

**第二十九条** 地方公共団体が、その設定する構造改革特別区域において、当該地方公共団体の教育委員会の所管に属する学校（学校教育法第一条に規定する学校をいい、大学を除く。）及び社会教育機関（地方教育行政の組織及び運営に関する法律第三十条に規定する教育機関のうち社会教育に関するものをいう。）（以下この条において「学校等」という。）の校舎その他の施

設（以下この条及び別表第十九号において「学校等施設」という。）並びに当該地方公共団体の長の所管に属する地方自治法第二百四十四条第一項に規定する公の施設（以下この項において単に「公の施設」という。）の利用及び配置の状況その他の地域の事情に照らし、当該地方公共団体の長が学校等施設の管理及び整備に関する事務の全部又は一部を管理し、及び執行することが、学校等施設及び公の施設の一体的な利用（学校等施設を学校教育及び社会教育の目的以外の目的に使用することを含む。）又はこれら総合的な整備の促進を図るため必要であり、かつ、学校等における教育活動の適切な実施に支障を及ぼすおそれがないと認めて内閣総理大臣の認定を申請し、その認定を受けたときは、当該認定の日以後は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第二十一条及び第二十二条の規定にかかわらず、当該学校等施設の管理及び整備に関する事務の全部又は一部については、当該地方公共団体の長が管理し、及び執行する。この場合において、当該地方公共団体の長が管理する学校等施設については、同法第十八条の規定は、適用しない。

2 前項の認定を受けた地方公共団体の長は、同項の規定により管理し、及び執行する学校等施設の管理及び整備に関する事務のうち学校等における教育活動と密接な関連を有するものとして当該地方公共団体の規則で定めるものを管理し、及び執行するに当たっては、当該地方公共団体の規則で定めるところにより、あらかじめ、当該地方公共団体の教育委員会の意見を聴かなければならぬ。

3 第一項の認定を受けた地方公共団体の長は、前項の規則を制定し、又は改廃しようとするときは、あらかじめ、当該地方公共団体の教育委員会の意見を聴かなければならぬ。

**(老人福祉法の特例)**

**第三十条** 地方公共団体が、その設定する構造改  
革特別区域の全部又は一部が属する特別養護老  
人ホーム不足区域（介護保険法（平成九年法律  
第二百二十三号）第一百八十八条第二項第一号の規定  
により都道府県が定める区域であつて、当該区  
域における特別養護老人ホーム（老人福祉法  
（昭和三十八年法律第二百三十三号）第二十条の  
五に規定する特別養護老人ホームをいう。以下  
この条及び別表第二十号において同じ。）の入  
所定員の総数が、同法第二十条の九第一項の規  
定により都道府県が定める都道府県老人福祉計  
画において定める当該区域の特別養護老人ホー  
ムの必要入所定員総数を下回る区域をいう。以  
下この条において同じ。）において特別養護老  
人ホームの設置を促進する必要があると認めて  
内閣総理大臣の認定を申請し、その認定を受け  
たときは、当該認定の日以後は、選定事業者  
(民間資金法第二条第五項に規定する選定事業  
者をいい、社会福祉法人・社会福祉法（昭和二  
十六年法律第四十五号）第二十二条に規定する  
社会福祉法人をいう。以下この条において同じ。)  
を除く。以下この条において同じ。)である  
る法人は、老人福祉法第十五条第一項から第五  
項までの規定にかかわらず、当該構造改革特別  
区域内の特別養護老人ホーム不足区域におい  
て、厚生労働省令で定めるところにより、都道  
府県知事（地方自治法第二百五十二条の十九第十  
一項の指定都市（以下この条において「指定都  
市」という。）及び同法第二百五十二条の二十  
二第一項の中核市（以下この条において「中核  
市」という。）においては、当該指定都市又は  
中核市の長。以下この条において同じ。）の認  
可を受けて、特別養護老人ホームを設置するこ  
とができる。

二 特別養護老人ホームの経営者が社会的信望を有すること。

三 実務を担当する幹部職員が社会福祉事業に関する経験、熱意及び能力を有すること。

四 特別養護老人ホームの經理が他の經理と分離できる等その性格が社会福祉法人に準ずるものであること。

五 脱税その他不正の目的で特別養護老人ホームを經營しようとするものでないこと。

都道府県知事は、前項に規定する審査の結果、その申請が、同項に規定する基準に適合していると認めるときは、第一項の認可を与えること。

都道府県知事は、前項の認可を与えるに当たつて、特別養護老人ホームの適正な運営を確保するため必要と認める条件を付与することができる。

都道府県知事は、前項に規定する審査の結果、その申請が、同項に規定する基準に適合していないと認めるときは、第一項の認可を与えないこと。

(社会保険労務士法の特例  
**第三十一条** 地方公共団体が

と、同法第十六条第四項中「第十五条第六項」とあるのは「構造改革特別区域法第三十条第五項の規定により読み替えて適用する第十五条第六項」と、同項、第十九条及び附則第七条中「養護老人ホーム又は特別養護老人ホーム」とあるのは「特別養護老人ホーム」と、同法第十九条第一項及び附則第七条第一項中「第十五条第四項」とあるのは「構造改革特別区域法第三十条第一項」と、同法第十九条第二項及び附則第七条第二項中「前項」とあるのは「構造改革特別区域法第三十条第五項の規定により読み替ええて適用する前項」と、同法附則第七条第一項中「第二十条の九第一項の規定により当該都道府県が定める都道府県老人福祉計画において定めるその区域の養護老人ホーム若しくは特別養護老人ホームの必要入所定員総数に既に達しているか、又は当該養護老人ホーム若しくは特別養護老人ホームの設置によつてこれを超えることになると認めるとき」とあるのは「当該特別養護老人ホームの設置によつて第二十条の九第一項の規定により当該都道府県が定める都道府県老人福祉計画において定めるその区域の特別養護老人ホームの必要入所定員総数を超えることになると認めるとき」と読み替えるものとする。











第一項の規定により読み替えて適用される旧法の規定により授与された特例特別免許状を有する者（当該免許状が失効した者を除く。以下の条において「旧特例特別免許状所持者」という。）については、新法第九条第二項の規定にかかわらず、その者の有する特例特別免許状（同号に掲げる規定の施行の日以後に新たに授与されるものにあっては、同日前に授与された特例特別免許状と同一の授与権者（附則第十七条の規定による改正後の構造改革特別区域法第十九条第一項の規定により読み替えて適用される新法第五条第七項に規定する授与権者をいいう。第八項及び第九項において同じ。）により授与されたものに限る。）には、有効期間の定めがないものとする」と、同条第二項中「旧免許状所持者」とあるのは「旧免許状所持者又は旧特例特別免許状所持者」とあるのは「新法第二条第一項に規定する免許管理者」とあるのは「附則第十七条の規定による改正後の構造改革特別区域法第十九条第一項の規定により読み替えて適用される新法第二条第二項に規定する免許管理者」と、同条第三項各号中「旧免許状所持者」とあるのは「旧免許状所持者又は旧特例特別免許状所持者」と、同条第五項中「修了確認期限」とあるのは「修了確認期限（特例特別免許状に係るものとし、効力を失う。）」と、「効力を失う」とあるのは「効力を失い、特例特別免許状に係る者は「旧免許状所持者又は旧特例特別免許状所持者」と、同条第五項中「修了確認期限までに更新講習修了確認を受けた場合には、その特例特別免許状は、その更新講習修了確認を受けなかつた免許状によつては教育職員」と、同条第八項中「授与権者」とあるのは「旧免許状所持者又は旧特例特別免許状所持者」と、「教育職員」とあるのは「更新講習修了確認を受けなかつた免許状によつては教育職員」と、同条第八項中「授与権者（新法第五条第七項に規定する授与権者をいう。）」とあるのは「授与権者」とす

並びに第三十六条の規定、附則第六十三条中  
健康保険法等の一部を改正する法律（平成十  
八年法律第八十三号）附則第十八条第一項の  
改正規定、附則第六十四条中特別会計に関する法律（平成十九年法律第二十三号）附則第  
二十三条第一項、第六十七条第一項及び第百  
九十五条の改正規定並びに附則第六十六条及  
び第七十五条の規定 公布の日

附 則（平成一九年七月六日法律第一一  
一号）抄  
(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

附 則（平成二〇年五月二一日法律第二六  
号）抄  
(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十年十月一日から施行する。

附 則（平成二〇年五月二一日法律第三  
五号）  
(施行期日)

1 この法律は、平成二十年四月一日又はこの法  
律の公布の日のいずれか遅い日から施行する。  
(経過措置)

2 この法律の施行の日前にこの法律による改正  
前の構造改革特別区域法（以下「旧法」とい  
う）。第二十八条第二項の規定により読み替え  
られた酒税法（昭和二十八年法律第六号）第十  
一条第一項の規定により付された製造する酒類  
の範囲を旧法第二十八条第一項に規定する濁酒  
に限る旨の条件は、この法律による改正後の構  
造改革特別区域法（以下「新法」という。）第  
二十八条第二項の規定により読み替えられた酒  
税法第十一条第一項の規定により付された製造  
する酒類の範囲を新法第二十八条第一項第二号  
に掲げる酒類に限る旨の条件とみなす。

附 則（平成二〇年六月一八日法律第七  
三号）抄  
(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十二年四月一日から  
施行する。

附 則（平成二一年五月一一日法律第三  
二号）抄  
(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。  
(構造改革特別区域法の一部改正に伴う経過措  
置)

第二条 この法律の施行の際現に第一条の規定に  
よる改正前の構造改革特別区域法（以下「旧法」  
とし

区法」という。) 第十一条第一項の規定により行われている同項各号に掲げる事務の委託に関する同条第八項に規定する秘密を漏らしてはならない義務については、なお從前の例による。

2 この法律の施行前に旧特区法第十一条第五項に規定する委託事務従事者であつた者に係る同条第八項に規定する秘密を漏らしてはならない義務については、なおその効力を有する。

**第三条** この法律の施行の際現に旧特区法第十一条第二項の規定により行われている同項に規定する病院等の管理の委託及び当該委託に係る同項に規定する特定刑事施設の診療設備等の利用に関しては、同条の規定は、この法律の施行後も、なおその効力を有する。  
(罰則に関する経過措置)

**第四条** この法律の施行前にした行為並びに附則第二条第二項の規定によりなお從前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為及び旧特区法第十一条の二第三項に規定する医師その他の従業者であつた者がこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。  
(政令への委任)

**第七条** この附則に定めるもののほか、この法律の施行に關し必要な経過措置は、政令で定めだし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 略

二 第六条、第十一條、第十三条、第十五条、第十六条、第十八条から第二十条まで、第二十六条、第二十九条、第三十二条、第三十三条(道路法第三十条及び第四十五条の改正規定に限る)、第三十五条及び第三十六条の規定並びに附則第四条、第五条、第六条第二項、第七条、第十二条、第十四条、第十五条、第十七条、第十八条、第二十八条、第三十条から第三十二条まで、第三十四条、第三十五条、第三十六条第二項、第三十七条、第三十八条(構造改革特別区域法(平成十四年法律第一百八十九号)第三十条第一項及び第二項の改正規定に限る)、第三十九条、第四十条、第四十五条の二及び第四十六条の規定

平成二十四年四月一日

附 則	
(施行期日)	抄 ○号
第一条	この法律は、平成二十四年四月一日から施行する。ただし、次条の規定は公布の日から、附則第十七条の規定は地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成二十三年法律第一百五号）の公布の日又はこの法律の公布の日（いづれか遅い日）から施行する。
附 則	（平成二十三年六月二二日法律第七二号）抄
(施行期日)	（平成二十四年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。）
第一条	この法律は、平成二十四年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
第二条	（老人福祉法目次の改正規定、同法第四章の二を削る改正規定、同法第四章の三を第四章の二とする改正規定及び同法第四十条第一号の改正規定（「第二十八条の十二第一項若しくは」を削る部分に限る。）に限る。）、第四条、第六条及び第七条の規定並びに附則第九条、第十一条、第十五条、第二十二条、第四十一条、第四十七条（東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律（平成二十三年法律第四十号）附則第一条ただし書の改正規定及び同条各号を削る改正規定並びに同法附則第十四条の改正規定に限る。）及び第五十条から第五十二条までの規定）公布の日
(検討)	（検討）
第二条	政府は、この法律の施行後五年を目途として、この法律の規定による改正後の規定の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。 (罰則に関する経過措置)
第五十一条	この法律（附則第一条第一号に掲げる規定にあっては、当該規定）の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。
(政令への委任)	
第五十二条	この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。
附 則	（平成二十三年八月三〇日法律第一〇五号）抄

第一条 (施行期日) この

**第一条** この法律は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

規定、同条第五項の改正規定（「第二項第二号イ」を「第二項第一号イ」に改める部分に限る。）並びに同条第六項及び第七項の改正規定に限る。）、第百六十二条（高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律）第百六十三条（改正規定に限る。）、第百六十三条（協議会における協議を、同項の協議会が組織されていない場合には、を削る部分を除く。）並びに同法第三十二条、第三十九条及び第五十四条の改正規定に限る。）、第百六十三条、第百六十七条、第百七十二条（廃棄物の処理及び清掃に関する法律）第五十五条の五第二項第五号の改正規定に限る。）、第百七十五条及び第一百八十六条（ボリ塩化ビフエニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法）第七条第二項第三号の改正規定に限る。）の規定並びに附則第三十三条、第五十七条、第七十二条第四項、第七十三条、第八十七条（地方税法）（昭和二十五年法律第二百二十六号）第五百八十七条の二及び附則第十二条の改正規定に限る。）、第九十一条（租税特別措置法）（昭和三十二年法律第二十六号）第三十三条、第三十四条の三第二項第五号及び第六十四条の改正規定に限る。）、第九十二条（高速自動車国道法）（昭和三十二年法律第十九号）第二十五条の改正規定を除く。）、第十九条、第九十五条、第一百十一条、第一百三十三条、第一百五十五条及び第一百八十八条の規定（公布の日から起算して三月を経過した日

（都市計画法第六条の二、第七条の二、第八条の二の改正規定を除く。）、第十一条の二から第十二条の二まで、第十五条（首都圏近郊緑地保全法第十五条及び第十七条の改正規定に限る。）、第百六十三条（流通業務市街地の整備に関する法律第三条の二の改正規定を除く。）、第百八十八条（近畿圏の保全区域の整備に関する法律第十六条及び第十八条の改正規定に限る。）、第百二十一条（都市再開発法第七条の四から第七条の七まで、第六十条から第六十二条ま



を「第二十七条の五」とする。  
前二項の場合において、前条の規定は、適用しない。

三號) 附則

七条の五」とする。  
場合において、前条の規定は、適用

第二条の規定、第四条の規定（第五号に掲げる改正規定を除く。）、第五条のうち、介護保険法の目次の改正規定、同法第七条第五項、第八条、第八条の二、第十三条、第二十四条の二第五項、第三十二条第四項、第四十二条の一、第四十二条の三第二項、第五十三条、第五十四条第三項、第五十四条の二、第五十四条の三第二項、第五十八条第一項、第六十八条第五項、第六十九条の三十四、第六十九条の三十八第二項、第六十九条の三十九

第一項の改正規定及び第二十四条の規定並びに  
次条並びに附則第七条、第十三条ただし書  
第十八条、第二十条第一項ただし書、第二十一  
二条、第二十五条、第二十九条、第三十一  
条、第六十一条、第六十二条、第六十四条、  
第六十七条、第七十一条及び第七十二条の規  
定 公布の日

**施行期日**　この法律は、公布の日又は平成二十六年四月一日のいずれか遅い日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定めの日から施行する。

附 則（平成二六年六月二十五日法律第八三号）抄

を「第二十七条の五」とする。  
前二項の場合において、前条の規定は、適用  
しない。

第二項、第七十八条の二、第七十八条の十四第一項、第一百十五条の十二、第一百十五条の二十二第一項及び第一百十五条の四十五の改正規定、同法第一百十五条の四十五の次に十条を加定、同法第一百十五条の四十五の次に十条を加える改正規定、同法第一百十五条の四十六及び第一百十五条の四十七の改正規定、同法第六章中同法第一百十五条の四十八を同法第一百十五条の四十九とし、同法第一百十五条の四十七の次に一条を加える改正規定、同法第一百五十七条、第一百八十八条、第二百二十二条の二、第二百二十三条规定第三項及び第一百二十四条第三項の改正規定、同法第一百二十四条の次に二条を加える改正規定、同法第一百二十六条第一項、第一百二十七条、第二百二十八条、第二百四十二条の見出し及び同条第一項、第二百四十八条第二項、第二百五十二条及び第二百五十三条並びに第二百七十六条の改正規定、同法第十一章の章名の改正規定、同法第一百七十九条から第二百八十二条までの改正規定、同法第二百条の次に一条を加える改正規定、同法第二百二条第一項、第二百三条及び第二百五条並びに附則第九条第一項の規定を除く)、第十三条及び第十四条の規定、第十五条の規定(第六号に掲げる改正規定を除く)、第十六条の規定(第六号に掲げる改正規定を除く)、第十七条の規定、第十八条の規定(第六号に掲げる改正規定を除く)、第十九条の規定並びに第二十二条中看護師等の材確保の促進に関する法律第二条第二項の改正規定並びに附則第五条、第八条第二項及び第四项、第九条から第十二条まで、第十三条(ただし書を除く)、第十四条から第十七条まで、第二十八条、第三十条、第三十二条第一項、第三十三条から第三十九条まで、第四十四条、第四十六条並びに第四十八条の規定、附則第五十条の規定(第六号に掲げる改正規定を除く)、附則第五十五条の規定(第六号に掲げる改正規定を除く)、附則第五十六条の規定(第六号に掲げる改正規定を除く)、附則第五十七条の規定(第六号に掲げる改正規定を除く)、附則第五十八条の規定、附則第五十九条中高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律(平成十七年法律第二百二十号)第二条第五項第二号の改正規定(同条第十四項)を「同条第十二項」に、「同条

(罰則の適用に関する経過措置)  
**第七十一条** この法律(附則第一条各号に掲げる規定にあつては、当該規定。以下この条において同じ。)の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為及びこの附則の規定によりなお効力を有することとする場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則 (平成二七年七月一五日法律第五  
六号) 抄

(施行期日)

**第一条** この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第一条中「国家戦略特別区域法第八条第九項の改正規定(第十三条)」を「第十二条の二に改める部分を除く。」同法第十条第二項の改正規定(第十三条)を「第十二条の二」に改める部分を除く。」及び同法第二十七条の次に見出し及び三条を加える改正規定並びに附則第十四条及び第十九条の規定 公布の日

二 第二条中「構造改革特別区域法第二十八条の二の次に一条を加える改正規定、同法第三十条第一項の改正規定及び同法別表第十八号の二の次に次のように加える改正規定」公布の日から起算して一月を超えない範囲内において政令で定める日(政令への委任)

**第十九条** この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)は、政令で定める。

**附 則 (平成二七年九月一一日法律第六  
六号) 抄**

(施行期日)

**第一条** この法律は、平成二十八年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 附則第七条の規定(政令への委任)

**第七条** 附則第二条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附 則（平成二七年九月二八日法律第七四号）抄	
（施行期日）	第一条 この法律は、公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。
（施行期日）	第一条 この法律は、平成二十九年四月一日から施行する。
（施行期日）	附 則（平成二八年五月二〇日法律第四七号）抄
（施行期日）	第一条 この法律は、平成二十九年四月一日から施行する。当該各号に定める日から施行する。
（施行期日）	一から四まで 略
（施行期日）	五 次に掲げる規定 平成三十年四月一日 イ及びロ 略
（施行期日）	ハ 第七条中酒税法第三条第十二号の改正規定、同条第十三号の改正規定（同号ニに係る部分を除く。）、同法第十条第七号の改正規定、同法第三十条第一項の改正規定（「及び無申告加算税」を「無申告加算税及び重加算税」に改める部分に限る。）同条第三項の改正規定及び同条第九項の改正規定（（昭和三十七年法律第六十六号）を削る部分に限る。）並びに附則第三十五条（第三項を除く。）、第一百二十一条第一項及び第一百三十七条の規定
（罰則に関する経過措置）	（罰則に関する経過措置）
（政令への委任）	第一百四十一条 この法律（附則第一条各号に掲げる規定にあっては、当該規定。以下この条において同じ。）の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお從前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお從前の例による。
（政令への委任）	第一百四十二条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。
附 則（平成二九年五月一七日法律第二九号）抄	附 則（平成二九年五月一七日法律第二九号）抄





第一条の規定（次号に掲げる改正規定を除く）、第四条中地域保健法第六条の改正規定、第五条の規定、第八条中医療法第六条の規定、第七条、第七条の二、第二十七条の二及び第三十条の四十項の改正規定、第九条及び第十二条の規定並びに第十七条中高齢者の医療の確保に関する法律第一百二十二条第一項第一号イの改正規定並びに次条第一項から第三項まで、附則第三条、第四条、第八条から第十二条まで、第十四条及び第十六条から第十八条までの規定、附則第十九条の規定（次号に掲げる改正規定を除く）、附則第二十四条の規定、附則第三十一条中住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）別表第二の四の項、別表第三の五の五の項、別表第四の三の項及び別表第五第六号の三の改正規定並びに附則第三十六条から第三十八条まで及び第四十二条の規定（公布の日）

**附 則（令和五年三月三一日法律第三号）抄**

（施行期日）

第一条 この法律は、令和五年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一次に掲げる規定 令和五年五月一日

イ 略

ロ 第十条中租税特別措置法第八十六条の二の改正規定、同法第八十七条の六の改正規定、同法第九十条の十二の改正規定（同条第一項に係る部分（令和三年五月一日から令和五年四月三十日まで）を「令和五年五月一日から令和八年四月三十日まで」に改める部分に限る）、同条第二項に係る部分（令和三年五月一日から令和五年四月三十日まで）を「令和五年五月一日から令和八年四月三十日まで」に改める部分に限る）、同条第三項に係る部分（又は第九十条の十四第一項）を削り、「令和三年五月一日から令和五年四月三十日まで」を「令和五年五月一日から令和八年四月三十日まで」に改める部分に限る）、同条第三項に係る部分（又は第九十条の十四第一項）を削り、「令和三年五月一日から令和五年四月三十日まで」を「令和五年五月一日から令和八年四月三十日まで」に改める部分に限る）及び同条第四項に係る部分（若しくは第二項）を削り、「令和三年五月一日から令和五年四月三十日まで」を「令和五年五月一日から令和八年四月三十日まで」に改める部分に限る）及び同法第九十条の十四（見出しを含む）の改正規定並びに附則第

五十二条、第五十七条、第七十条及び第七五項（刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律（令和四年法律第六十八号）第一百八十四条第五号の改正規定（第八十七条の六第十五項）を「第八十七条の六第十六項」に改める部分に限る。）に限る。）の規定

**第七十八条** この法律（附則第一条各号に掲げる規定にあっては、当該規定。以下この条において同じ。）の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

**附 則（令和五年五月八日法律第二〇号）抄**

（施行期日）

第一条 この法律は、令和五年九月一日から施行する。ただし、附則第三項の規定は、公布の日から施行する。

**附 則（令和五年六月七日法律第四三号）抄**

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、第一条（道路整備特別措置法第二十三条第三項の改正規定、同法第二十四条の改正規定及び同法第五十九条の改正規定を除く。）の規定並びに附則第五条及び第八条（構造改革特別区域法（平成十四年法律第八十九号）第二十八条第十三項の改正規定（第十九条第四項）を「第十二条第五項」に改める部分を除く。）を除く。）の規定は、公布の日から施行する。

**附 則（令和五年一二月二〇日法律第八八号）抄**

（施行期日）

第一条 この法律は、令和六年十月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第一条（次号に掲げる改正規定を除く。）及び同条第一項に係る部分（若しくは第二項）を削る。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

並びに附則第九条及び第十条の規定 令和六年四月一日

別表（第二条関係）													
番号	事業の名称	関係条項											
一	削除												
二	学校設置会社による学校設置事業	第十二条											
三	学校設置非営利法人による学校設置事業	第十三条											
四	職業能力開発短期大学校の修了者の大學生編入学事業	第十四条											
五	条例による事務処理の特例に係る事務の合理化事業	第十五条											
六	削除	第十六条											
七	病院等開設会社による病院等開設事業	第十七条											
八	市町村教育委員会による特別免許状授与事業	第十八条											
九	市町村教育委員会による特別免許状授与事業	第十九条											
十	公私協力学校設置事業	第二十条											
十一	削除	第二十一条											
十二	市町村による狂犬病予防員任命	第二十二											
十三	地方公務員に係る臨時の任用事務	第二十三											
十四	特定法人による農地取得事業	第二十四											
十五	特定農業者による特定酒類の製造事業	第二十五											
十六	特定農業者による特定酒類の製造事業	第二十六											
十七	清酒製造者による清酒の製造事業	第二十七											
十八	民間事業者による公社管理道路	第二十八											
十九	特産酒類の製造事業	第二十九											
二十	民間事業者による公社管理道路	第三十											
二十一	民間事業者による特別養護老人ホーム設置事業	第三十一											
二十二	社会保険労務士を活用した労働契約の締結等に係る代理事業	第三十二											
二十三	地方公共団体による特定市街化調整区域をその施行地区に含む	第三十三											

番号	事業の名称	関係条項
一	再生資源を利用したアルコール	第三十三
二	二十国立大学法人による土地等貸付事業	第三十四
三	二十地方公共団体事務政令等規制事業	第三十六
四	二十政令等規制事業で第三十五条の第三十六条で第三十六条の規定による政令又は主務省令で定めるもの	第三十五
五	二十令又は主務省令で定めるもの	第三十六
六	六削除	
七	七削除	
八	八病院等開設会社による病院等開設事業	
九	九市町村教育委員会による特別免許状授与事業	
十	十公私協力学校設置事業	
十一	十一削除	
十二	十二市町村による狂犬病予防員任命	
十三	十三地方公務員に係る臨時の任用事務	
十四	十四特定法人による農地取得事業	
十五	十五特定農業者による特定酒類の製造事業	
十六	十六特定農業者による特定酒類の製造事業	
十七	十七清酒製造者による清酒の製造事業	
十八	十八民間事業者による公社管理道路	
十九	十九特産酒類の製造事業	
二十	二十民間事業者による公社管理道路	
二十一	二十一民間事業者による特別養護老人ホーム設置事業	
二十二	二十二社会保険労務士を活用した労働契約の締結等に係る代理事業	
二十三	二十三地方公共団体による特定市街化調整区域をその施行地区に含む	